

## 岐阜市外国人派遣事業者感染予防対策事業費補助金交付要綱

令和3年10月14日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、外国人の派遣労働者の新型コロナウイルス感染症の感染予防を図り、もって本市における新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため、予算の範囲内で交付する岐阜市外国人派遣事業者感染予防対策事業費補助金（以下「補助金」という。）に関し、岐阜市補助金等交付規則（平成10年岐阜市規則第55号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 派遣労働者 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。
- (2) 新型コロナウイルス感染症 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。
- (3) 派遣事業者 労働者派遣法第5条第1項の厚生労働大臣の許可を受けた派遣元事業主であって、外国人を雇用するものをいう。
- (4) 送迎用車両 派遣先における労働に従事させるために外国人の派遣労働者を運送する車両をいう。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、派遣事業者による送迎用車両に対する新型コロナウイルス感染症の感染予防対策とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助事業から除外する。

- (1) 国、県、市町村等が交付する他の補助金、交付金等の交付の対象となった事業
- (2) 宗教的活動又は政治的活動を目的とする事業
- (3) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのある事業

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に所在する事業所（労働者派遣法第2条第3号に規定する労働者派遣事業の用に供する施設として市長が相当と認めるものをいう。）を有する派遣事業者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する派遣事業者は、補助対象者から除外する。

- (1) 宗教的活動又は政治的活動を主たる目的とする派遣事業者
- (2) 市税等の滞納がある派遣事業者

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に要する次に掲げる物品等の購入及びその送迎用車両への設置に係る費用とする。ただし、消費税及び地方消費税相当額を除くものとする。

- (1) アクリル板
- (2) ビニールシート
- (3) 空気清浄機
- (4) 体温計
- (5) 前各号に掲げるもののほか、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策のため市長が必要と認めるもの

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費と同額とし、次の各号に掲げる送迎用車両の区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。

- (1) 乗用車（乗車可能人数10人以下） 1台当たり2万円
- (2) バス（乗車可能人数11人以上） 1台当たり8万円

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする派遣事業者は、岐阜市外国人派遣事業者感染予防対策事業費補助金交付申請書（兼請求書）（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 岐阜市外国人派遣事業者感染予防対策事業費補助金申請者明細書（様式第2号）
- (2) 岐阜市外国人派遣事業者感染予防対策事業費補助金購入内容明細書（様式第3号）
- (3) 誓約書（様式第4号）
- (4) 雇用保険被保険者資格取得届（控）、外国人雇用状況届その他の外国人を雇用していることを確認することができる書類の写し
- (5) 使用する送迎用車両の自動車車検証（有効期間内のものに限る。）の写し
- (6) 購入した物品等の写真
- (7) レシート、領収書等購入日時及び金額を確認することができる書類の写し
- (8) 購入した物品等の設置後の状況を確認することができる写真

(決定の通知)

第8条 規則第7条の規定による補助金の交付決定の通知は、岐阜市外国人派遣事業者感染予防対策事業費補助金の交付決定について（様式第5号）により行うものとする。

2 規則第5条第3項の規定による補助金の不交付決定の通知は、岐阜市外国人派遣事業者感染予防対策事業費補助金の不交付について（様式第6号）により行うものとする。

(交付手続の特例)

第10条 補助金の交付に係る手続については、規則第15条、第16条及び第18条の規定は、適用

しない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月14日から施行し、同年4月1日以後に実施した補助事業に係る申請に適用する。